鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年8月19日 鏡石町農業委員会第13回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和6年 8月 9日(金)
- 2 会 期 令和6年 8月19日(月)1日間
- 3 開閉の日時

開会 令和6年 8月19日(月) 午後1時27分

閉 会 令和6年 8月19日(月) 午後2時06分

- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員

農業委員

1番 大 塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君 雅子君 真理子君 3番 鵜沼 4番 藤島 正君 5番 白澤 6番 稲 田貴夫君 面川祐吉君 一男君 8番 円 谷 7番

9番 菊地 榮助君

農地利用最適化推進委員

6番稲田 孝君 7番佐藤丹治君

6 出席委員

農業委員

1番 大 塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君 3番 沼 雅 子君 4番 藤島 真理子君 鵜 澤 正君 5番 白 6番 稲 田 貴夫君 面川 祐吉君 8番 円 谷 一 男 君 7番 9番 菊地 榮 助 君

農地利用最適化推進委員

6番 稲 田 孝 君 7番 佐 藤 丹 治 君

- 7 欠 席 委 員 なし
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名 主査 井 ロ 朋 洋

10 会議に付した事件

議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可処分の取り消しについて

議案第 3 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告第 1 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開会 午後1時27分

事 務 局

定刻になりましたので、ただいまから第13回鏡石町農業委員会定例総会 を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。非常に暑い日が続いておりますが、体調管理に大変ご 苦労様です。また、コロナも徐々にではありますが、増えているとの事であり ますので、これからの活動には体力つけて、頑張っていただきたいと思いま す。

先程、事務局からも報告がありました通り今日は県中の研修会がありまして、定員5名という事で、前は全員でしたがコロナ禍という事で今日は5名の方が出席して16時半頃までかかるというような事であります。

皆さん今日は議案が4件、報告1件という事でご審議いただきますので、 よろしくお願いします。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、 会長が議長を務めることになっております。 以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。 欠席者については、皆無であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、 議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。 「1番 大塚 光法 委員」「2番 根本 竜太郎 委員」の両名を議事

録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明を求めます。 事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、このことについて、次のとおり所有権移転の許可申請がありましたので、適否の決定を求めるものでございます。

番号1番 本町地区において、地目畑、申請理由につきまして、譲受人は 自家消費野菜生産のため、譲渡人については規模縮小のためとなっておりま す。

続きまして、番号2番 申請があった土地につきまして、池ノ原地区において3筆でございます。単価が無償となります。こちら内容につきましては、平成12年3月30日付けで「道路改良工事に係る土地の交換について」というもので、町と地権者の方で協議を行いました結果、土地を交換いたしましたが、当時田面整備を行った箇所につきましては国有財産でありましたので、未登記となってございます。その後、平成15年に町の方に財産の移管がございましたが、ずっと未登記でありました。未登記であったものを、町の都市建設課の方で令和5年度に地目を田んぼとして表題登記を行ってございます。今回の申請につきましては、鏡石町から譲受人へ所有権を移転する登記となります。所有権移転については農地法3条の許可が必要となっておりますので、今回申請があったものとなっております。

申請位置図につきましては記載のとおりです。 議案第1号の説明は以上となります。

議長

議案第1号について、説明が終わりました。 ここで地元委員より意見を求めます。

議 長

6番 稲田推進委員

稲田推進委員

議案第1号 番号1 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、8月1日(木)、稲田委員と実施しました。

譲受人及び譲渡人の代理人の行政書士と面会し、譲渡人から農地を譲り受け、自家消費野菜を生産するための所有権移転に、間違いないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続いて、7番 佐藤推進委員

佐 藤 推進委員

議案第1号 番号2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について の現地調査は、8月1日(木)、稲田委員と実施しました。

譲渡人 鏡石町から都市建設課 副主幹と面会し、平成12年に道路改良 工事による土地の交換を確約していた農地を、贈与によって譲り渡す内容であり、所有権移転に間違いないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑に入ります。 発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定 による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取り消しについて、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取り消しについて、このことについて次のとおり所有権移転の許可の取消願出があったので、適否の決定を求める。

番号1 番号2 ともに同様の申請内容となっております。

番号1 願出人が譲受人3名、成田原町地区において、以前許可がありました指令年月日は令和6年5月15日付けで許可となってございます。取消事由につきましては、土地贈与による所有権移転を番号2の譲渡人から譲受人3名に行い、共有名義(持分3分の1)とするためでございます。

番号2 願出人、土地の表示については番号1と同様でございます。指令年月日については、令和5年6月22日となっております。内容につきましては、まず初めに番号2番の方で令和5年6月22日付けで譲渡人から譲受人へ贈与によりまして所有権の移転を許可してございます。その後、再度番号2の譲受人から番号1の譲受人へ共有名義とするために所有権移転の申請がありましたので、令和6年5月15日付けで許可をしてございます。その後申請人から申し出がございまして、今回の所有権移転については番号2の譲渡人から直接、番号1の譲受人3名に所有権を移転し共有名義にしたいと申し出がございましたので、番号1、2番共に許可をした処分の取り消しを申し出てきたものでございます。なお、郡山法務局への所有権移転登記の申請の方も既に抹消済みということです。

申請位置図については記載のとおりです。事務局からは説明は以上となります。

議長

暫時、休議します。

(休議 13時39分)

(開議 13時40分)

議長

休議に引き続き会議を開きます。 議案第2号について説明が終わりました。 それでは質疑に入らせていただきます。 発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取り消しについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による許可 処分の取り消しについては、許可することに決定しました。

議長

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を 議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、このことについて、次のとおり農地転用の許可申請書の提出があったので、知事に送付する意見の決定を求めるものでございます。

番号1 羽鳥地区において使用賃借権で、申請事由においては資材置場にしたいとの事であります。

申請位置図については記載のとおりです。

続きまして、番号2 蒲之沢町において、所有権移転の転用後において は、駐車場として利用されたいとの事であります。

申請位置図については記載のとおりです。

あわせまして、県に送付する意見書の方も記載のとおりとなっております。

以上、説明を終わります。

議長

議案第3号について、説明が終わりました。 ここで地元委員より意見を求めます。

1番 大塚委員

大塚委員

議案第3号 番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、8月1日(木)、斎藤推進委員と実施しました。

設定人及び被設定人の代理人の行政書士と面会し、資材置き場として農地 転用することについて、説明を受けました。

現地は、市街化区域の近くであり、宅地等が多く、周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続いて、7番 稲田推進委員

稲田推進委員

議案第3号 番号2 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての 現地調査は、8月1日(木)、稲田委員と実施しました。

設定人の担当者と面会し、社員の増員による社有車及び職員の駐車場として農地転用することについて、説明を受けました。

現地は周辺が宅地や雑種地であり、周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、質疑に入らせていただきます。 発言のある方は挙手願います。 (質疑・意見なし)

議 長

質疑・意見がないようですので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めま す。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。

議 長

次に議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について(阿武隈川上流遊水地群整備事業)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められたので、利用権の設定等を受けるものに係る資格の適否の意見を求める。

番号1 利用権の種類は使用賃借権、申請地につきましては合計5筆になります。成田東地区2筆、河原地区1筆、成田地区2筆、10a あたりの単価は無償となっております。

続きまして番号2 使用賃借権で、河原地区において合計2筆となっています。地目田、10a あたりの単価は無償となっております。

番号3 こちらも使用賃借権で、河原地区において合計9筆となっております。

なお、今回申請があった位置図につきましては、記載のとおりです。 事務局からの説明は以上となります。

議長

議案第4号について、説明が終わりました。 それでは、質疑に入らせていただきます。 発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございますので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意 見の決定については、計画に賛成と決定しました。

暫時、休議します。

(休議 13時57分) (開議 13時59分)

議長、休議前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、 を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、この ことについて、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。 番号1、番号2については、東町地区において、所有権移転、目的につい

ては宅地用地でございます。

番号3 東町地区において、所有権移転、転用計画は住宅敷地にするものとなっております。

すべて駅東の区画整理事業となっております。

なお、詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりです。 事務局からは以上です。

議長「暫時、休議します。

(休議 14時04分)

(開議 14時04分)

議長、休議前に引き続き、会議を開きます。

議 長 報告第1号について、説明が終わりました。

報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定 による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

議 長 その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いい たします。

(発言なし)

閉会 午後 2 時 6 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長

署名委員 1番 印

署名委員 2番 印